

片のみ)は処理駅区所長に送付、丙片は発行者において保存する。なお本書の送付を受け処理したときは、甲片は処理済みの報告用として所管審査課に返付し乙片は駅区所に保存する。

### 9 荷物収入日報

駅で当日取扱った荷物運賃料金・手回り品持込料・一時預り料、郵便物運賃・小荷物引換代金・雑収入に属する収入および発送荷物の個数等の総計を、鉄道管理局に報告するため作成する帳表であって、小荷物掛の取扱にかかる収入その他の総括報告書である。

小荷物掛が日々取扱った収入に対しては手荷物切符・小荷物切符・新聞紙託送書・雑誌託送書・手回品切符・一時預り切符・諸料金切符・荷物指図切符・荷物賃訂正通知書等の収入証票類によって調定されるが、これらの証票類のみによって、当日の取扱収入を計算確定することは量的に見て容易でない。したがってこの日報は、日々の小荷物掛の取扱に対する総括収入報告書として設定されたもので、収入証票ではなく個々の取扱に対する収入調定には供されないが、当日の取扱収入の総括審査確認上重要な作用を有する。このほかこの日報は日次決算および荷物の収入統計、ならびに発送個数および取扱収入等の運輸状況速報(ウホ)の資料に供される。

### 10 貨物収入日報

駅で当日取扱った貨物運賃・料金・貨物引換代金・雑収入に属する収入および発送貨物の重量等の総計を鉄道管理局に報告するため作成する帳表であって、貨物掛の取扱にかかる収入その他の総括報告書である。この日報の性質および用途は荷物収入日報のそれと同様である。

### 11 引換代金支払日報

駅で当日小荷物および貨物の引換代金の支払をしたものに対し、その総額を鉄道管理局に報告するため作成する帳表であって、引換代金支払額の総括報告書である。引換代金の支払に対してはその支払証票である代金引換証(代金引換小荷物切符甲片・代金引換貨物通知書甲片)によって調定されるが、これのみによって当日の支払総額を計算確定することは量的に見て容易でないので日々の引換代金支払に対する総括支払報告書としてこの日報が設定されたもので支払証票ではない。この日報は当日の引換代金支払総額の総括審査および日次決算の資料に供される。

### 12 荷物賃訂正命令書

収入の審査調定機関において手荷物切符・小荷物切符・荷物指図切符・一時預り切符・貨物通知書・諸料金切符・荷物賃訂正通知書等の金額相違または荷物収入日報もしくは貨物収入日報の誤計上による金額相違を発見した場合に、鉄道管理局会計長が発行する帳表であって、運賃・料金等の訂正命令に関する証拠書類である。すなわち収入の審査調定機関である所管審査課で駅から提出の報告帳表類を審査した結果、金額に相違あるものに対し会計長名義をもって発行し、正当金額・訂正要旨等を記入して処理駅長に送付する訂正帳表である。

本書の様式は甲・乙・丙の3片制で、甲片および乙片は処理駅長に送付、丙片は発行者において保存する。なお処理駅においては、ただちに現金の処理を要する不足額にあっては、甲片により追徴して荷主に交付、乙片は保存、ただちに現金の処理を要する過剰額にあっては、債権者に甲片余白に領収の旨および年月日・住所・氏名または商号を記入、かつ押印を求めてその払いもどしをして本片は所管審査課に返付し、乙片は保存、また後払扱にあっては甲片は荷主に交付、乙片は保存する。

### 13 更正依頼書

手荷物切符・小荷物切符・荷物指図切符・一時預り切符・貨物通知書・諸料金切符・荷物賃訂正通知書等の記入事項のうち、金額に異動をおよぼさない場合の品名・数量・駅名・荷受人氏名等について更正を要するときに、駅で発行する訂正帳表である。本書は前記運輸帳表の金額に異動をおよぼさない場合の記入事項の更正用として設定されたもので、金額に異動をおよぼす場合の訂正用には、べつに荷物賃訂正通知書が設定されている。

本書の様式は甲・乙・丙の3片制濃藍色刷で、乙片裏面には送付宛所名らんを設け、べつに封筒を使用することなくこれを折りたたんでのりづけし、ただちに送付し得ようになっている。本書の甲片は発行駅に保存、乙片は更正通知用として関係駅に送付(通知を要しないときは原つづりに保存)、丙片は所管審査課に提出し関係帳表審査の資料に供される。(伊藤 孝)

## うんゆとうけい 運輸統計

### 1 目的

運輸統計は、鉄道事業のように刻々と変化する輸送の動向ならびに収入の状況を、正確にかつ迅速には握して過去における実績と比較対照し、批判を加えるとともに将来の事業経営に対する諸般の計画、ならびに業務管理を行うための諸施策に参考となる基本資料を提供することを目的としている。

### 2 範囲

以下国鉄について述べる。広義の運輸統計としては営業局における駅勢報告および配車日報による統計、ならびに運輸局において作成する運転統計なども包含されるのであるが、ここには経理局審査統計課において所管する事項で、運輸統計規程に定められたつきにかかげる統計を意味するものであって、狭義の運輸統計といえることができる。

- (1) 営業キロに関する事項の統計
- (2) 列車キロ "
- (3) 車両キロ "
- (4) 可動延日車 "
- (5) 旅客の輸送数量 "
- (6) 手小荷物の発着数量 "
- (7) 貨物の輸送数量 "
- (8) 運輸取扱収入 "
- (9) 運輸純収入 "
- (10) 局別純収入 "
- (11) 線別純収入 "
- (12) 船舶の輸送量および収入 "
- (13) 自動車の輸送量および収入 "
- (14) 電車の輸送量および収入 "
- (15) 運輸状況報告 "
- (16) 運輸成績の作成 "

### 3 作成方法

運輸統計の大部分は既存の業務報告類すなわち旅客賃月報・貨物通知書および旅客・荷物・貨物の各収入日報などのような業務資料を素材として作成する第二義統計を主体とし、これに統計を作成する目的をもって特別の調査を行い、報告を徴収し、それらもつづいて統計を作成する方法すなわち車両解結車掌報告や船舶客荷取扱報告による常時統計を始め列車別および区間別交通量調査・都市交通量調査など臨時調査による統計資料を素材として作成する第一義統計を併用する方法によっている。

運輸統計には正確な資料によって精密な分析を行うことを目的として作成されるものと、概数を速かにつかんで利用する目的で作成されるものとの2種類があって、前者を精算統計とい